

## 安保法制を考える

田中史郎

本年度も様々なニュースが伝えられた。

たとえば、マンションの基礎となる杭工事の手抜き問題、東京オリンピックにからむ国立競技場建設計画やエンブレム問題、消費税増税のさいのいわゆる軽減税率問題、TPPの「大筋合意」の問題、マイナンバー制度の問題などなど、考えなければならないことは多々ある。

しかし一つをあげるとすれば、安保関連法案の強行採決にかんする問題であろう。問題を3点に絞ろう。

その第1は、政府が集団的自衛権を含む安保法案の根拠を「砂川事件」に求めている点である。砂川事件とは、1957年に、東京都旧砂川町(現在、立川市)にあった米軍基地の拡張に反対した数人が基地内に入ったとして、日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反の容疑で起訴された事件である。

東京地方裁判所(1審)は、1959年、米軍駐留を憲法第9条違反とし無罪判決を下した。裁判長の名から「伊達判決」と呼ばれている。この判決に対して、検察側は、同年に、最高裁へ跳躍上告した。これは、刑事訴訟法により、1審判決が憲法違反とした場合に、2審(高等裁判所)を飛ばして上告できるという制度による。そこで示されたのが問題となる文言を含む判決であり、今回の安保法との関連ではとりわけ以下の部分が問題とされた。

「同(第9)条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。....しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」(砂川事件に関する最高裁判決。1959年12月)

とりわけ下線の「自衛のための措置をとりうる」という部分に注目してほしい。今回、政府は、この部分では、「個別的自衛権」とも「集団的自衛権」とも述べられていないので、「集団的自衛権」もこの措置の範囲に入る、したがって、砂川判決は「集団的自衛権」を合憲としている云々、と強弁した。

このロジックは、奇妙なものというほかない。というのも、下線部分の直前には、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために」というこの「自衛のための措置」の目的が述べられているので、それを真っ当に理解すれば、この「自衛のための措置」とは、自国を防衛する措置、すなわち「個別的自衛権」となるからに他ならない。

実は、この点には「前史」がある。「72年政府見解」と呼ばれるものである。

「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内

容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」(「集団的自衛権と憲法との関係」内閣法制局、1972年10月)

これは、先の「砂川判決」を前提として、内閣法制局が「憲法と集団的自衛権」との関係を政府の公式見解として示したものである。みられるように、「砂川判決」を踏まえて集団的自衛権は憲法のうえでは認められない、と明確に述べられている。

72年政府見解と今回の安保法案を見比べれば明らかなように、今回の安保法案は、同じ前提から「結論」のみを180度反対にしたものだ。同じ「砂川判決」を引いて、「72年見解」では集団的自衛権を違憲だとし、今回の安保法案ではそれを合憲だという。全くのデタラメと、いわざるを得ない。ほぼ全ての憲法学者が一斉に疑問を唱え、撤回を要求するのは、当然である。

第2は、稲田朋美・自民党政調会長が今年(2016年)2月4日に衆議院で行った発言をめぐってである。稲田は安倍首相に対して次のように質問した。

「憲法改正は自民党の党是だ。憲法9条第2項の文言について、憲法学者のおよそ7割が自衛隊はこの条項に違反ないし違反する可能性がある」と解釈している。このままにしておくことこそが立憲主義を空洞化させるものだ。」

それに対して、安倍は次のように答えている。

「7割の憲法学者が、自衛隊に憲法違反の疑いを持っている状況をなくすべきではないかという考え方もある」と。

この両者の論理は支離滅裂である。この間一貫して、政府は自衛隊を憲法に抵触しないと断言してきた。そして、上にみたように、自衛隊に個別的自衛権のみならず集団的自衛権の行使を求めようとしている。多くの学者が自衛隊を憲法にてらして違法、すなわち憲法違反だと述べてきたにも拘わらずである。

ところが、ここに来て全く正反対の主張がなされたのだ。稲田政調会長の発言は、7割という多くの憲法学者が自衛隊を憲法違反だといっているのだから、憲法の方を変えようというものである。

自らの主張や行為を合法だと強弁してきたが、多くの学者がいっこうに合法だと認めないので、今度は法律の方を変更しようということだ。「何をか言わんや」である。屁理屈が過ぎる。

そこで第3は、このような少なくとも法理論上、と言うよりそれ以前の問題として全くデタラメであるもの拘わらず、こうした強弁が繰り返される背景に関してである。

先のような政治的な強弁には、なんとしても軍事力を増強したい、あるいは戦争準備を行いたいという思惑があることは明らかであろう。そして、背景には国際関係の変化(たとえば、中国の台頭)があるとまことしやかに囁かれているが、実は、国内経済問題が背景としては存在する。ミクロ的には戦争や軍事はビジネスとして「儲かる商売」であるということ、また、マクロ的にはこのままの状況では軍事以外に経済を浮揚させる手段がないこと、などがあげられる。すなわち、軍事が経済に組み込まれており、それを拡大する以外に道はないということ、いわゆる経済の軍事化である。

たとえば、それまでの「武器輸出三原則」に変え、安倍政権は「防衛装備移転三原則」を2014年4月に閣議決定した。「武器」を「防衛装備」にいい換え、「輸出」を「移転」としてごまかしつつ、武器輸出を積極化しようというものである。

また、この間の国内での原発再稼働の強行、そして海外での原発の売込みも同様な動向といえる。そもそも原発は発電を目的として開発されたものではなく、その主目的は核兵器の原料となるプルトニウムの精製にあることを想起しなければならない(原発問題に関しては、拙稿「脱原発メモランダム」別冊『Niche』Vol.3、批評社、2011年を参照されたい)。こうした技術は機微技術(sensible technology)と呼ばれ、全く秘密裏に行われているが、ともあれ、原発の輸出の意味合いは、武器輸出と同根である。

また、今年から、大学や民間企業に、「安全保障技術」の研究を支援する制度がスタートした。これは、安全保障技術に関して、大学や研究所、企業から提案を募り、研究費を提供するものである。ここで使われているキーワードが「デュアルユース」である。直訳すれば「用途の両義性」ということになるが、早い話、大学や民間企業などの技術をいち早く軍事転用しようとするものである。こうしたことは、繰り返し、軍産複合体、あるいは軍産学複合体として批判の対象になってきた。しかし、ここに来て、それが推進されようとしている。

先ほど、軍事はビジネスとして成立すると述べたが、それを裏付けるのが、その経済規模の大きさである。日本の軍事費は、アメリカの10分の1にも及ばないとはいえ、巨額である。安倍政権になって防衛費は増加傾向にあり、来年度は5兆円を突破する模様である。日本のGDPが500兆円位なので、ほぼ1%に当たる。これは、日本の農業生産とほぼ同額である。つまり、農業で稼いだ富の全額を防衛費に充てているといえる。

ともあれ、内需がおぼつかない状況でそれを賄うものとしての軍需、そして輸出産業としての軍需、その増大による景気浮揚が現政権の経済政策の一つである(いわゆるアベノミクスについては、拙稿「戦後70年日本経済の軌跡」『人文社会科学論叢』第25号、本学、人文社会科学研究所、2016年を参照されたい)。

軍事大国アメリカは、戦後だけをとっても朝鮮戦争を皮切りに、ガテマラ、インドネシア、キューバ、ペルー、ラオス、ベトナム、カンボジア、グレナダ、リビア、エルサルバドル、ニカラグア、パナマ、イラク、ボスニア、スーダン、ユーゴスラビア、アフガニスタン、イラク、シリアなどに出兵し、爆撃も行っている。アメリカは、戦争をしなかった日が1日もないといわれるように、他国を舞台とした戦闘を続けている。そうした中で、完全に経済が組み込まれている。

主要国の対GDPの軍事比をみると、日本とドイツは1%程度だが、イギリス、フランスは2%強、そしてアメリカは4%前後になる。アメリカの4%前後の軍事費を金額にすると、6000億ドル以上、日本円では60兆円程度に達する。この規模のカネが毎年動いているであり、これをなくしてはマクロ経済が成り立たない規模である。軍事にかかる費用は莫大であるとともに、需要に景気の変動が少なく、それゆえ、軍事は確実な需要が見込める産業でもある。軍事コングリマリットに他ならない。その先例がアメリカであり、日本もアメリカの傘下において、同様な道を辿るように見える。

軍事を経済に組み込む経済の軍事化か、民生によって経済を立て直すか、いまそれが問われている。後に振り返れば、今日が「経済の軍事化への一里塚であった」ということであってならない。

今年の卒業生が現在の小生と同年代になる頃には、小生は当然ながらこの世にはいない。その頃に日本や世界がどうなっているのか、現認したいが不可能である。卒業生にこれを託すしかない。